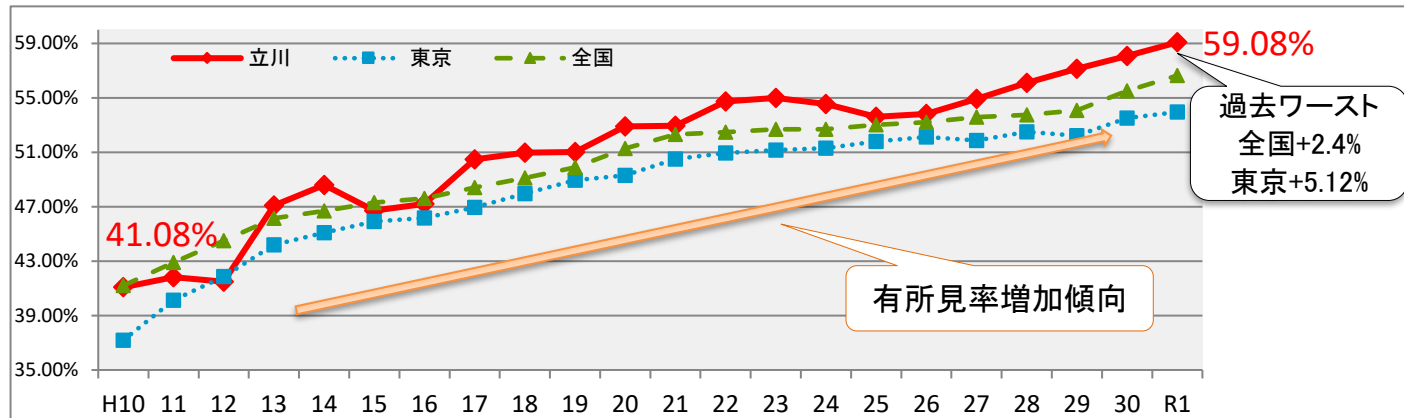


健康診断の結果に基づく労働者の健康確保 ＜健康で働き続けられる職場づくり＞

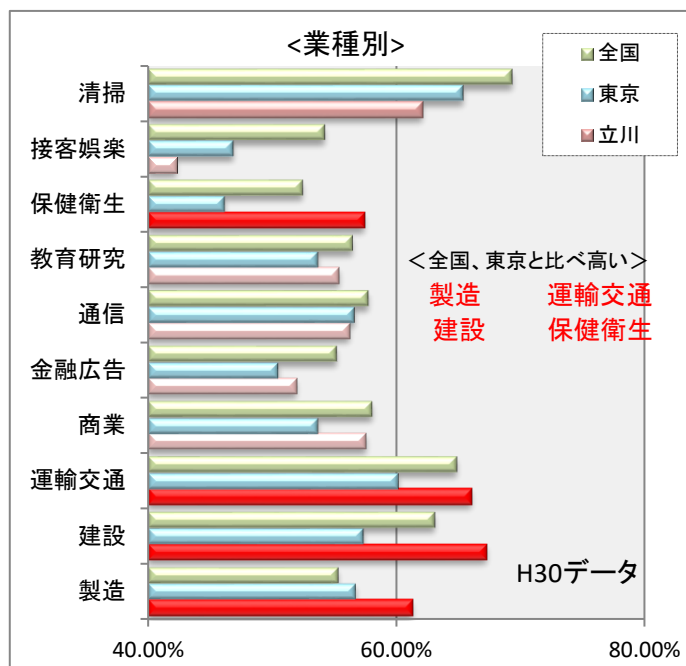
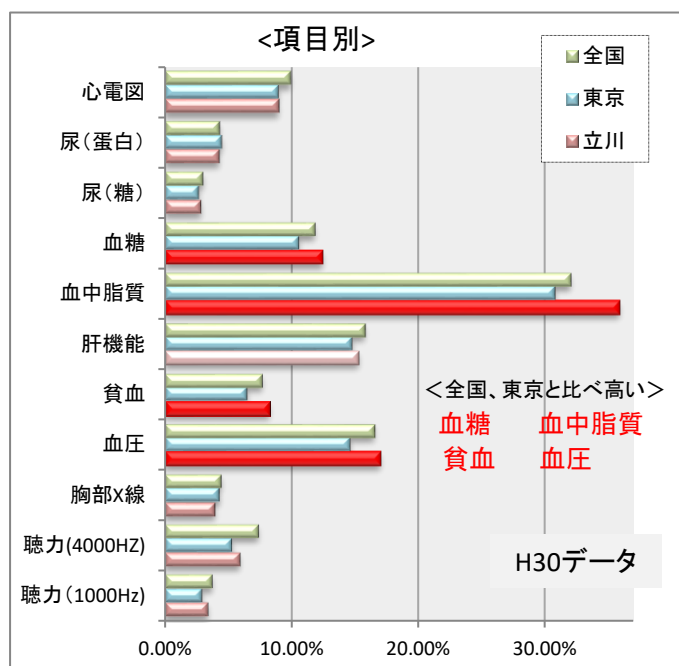
立川労働基準監督署

健康診断結果の状況

◇ 有所見率は年々増加傾向にあり、令和元年は過去最も高い有所見率



◇ 健診項目別、業種別有所見率



有所見率改善のための取組

◇ 医師や保健師による保健指導に実施に努める

＜労働安全衛生法第66条の5＞

＜改善のポイント＞

① 食生活の改善

(油・塩分控える、鉄分・カルシウムの摂取)

② 飲酒・喫煙習慣の改善

③ 適正体重の把握・維持

④ 運動の改善

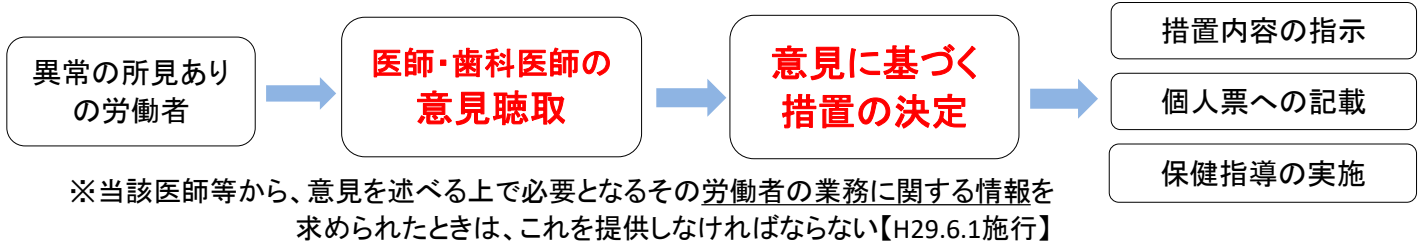
会社としても、出来ること

- ・協会けんぽや健康組合等と連携
- ・朝礼、会議等で健康について触れる
- ・個人面談や健康セミナーの参加
- ・体力測定の実施(健診と合わせて)
- ・食堂委託会社と連携し、栄養改善
- ・体操やストレッチの導入

特に脳・心臓疾患に係る項目(血中脂質、血圧、血糖、尿中の糖、心電図)、毎年悪化している者等重点的に！

健康診断結果に基づく措置(事後措置が重要!) について

◇異常の所見があると診断された者の健診後の流れ <労働安全衛生法第66条の4,66条の5>



<就業区分に係る意見を聴取し、就業上の措置を決定>

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよい	
就業制限	勤務制限を加える必要のある	勤務負荷の軽減の為、労働時間の短縮、出張制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業・就業場所の変更、深夜業の減少、昼間勤務への転換等の措置
要休業	勤務を休む必要のある	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置

<意見を聴く医師等>

50人以上の事業場 → 産業医等

50人未満の事業場 → 地域産業保健センター等

ご利用の際は

北多摩地域産業保健センター

へご連絡を！ 電話042-524-6135

(利用回数等の制限があります)

<聴取した意見を個人票へ記録>

健康診断個人票	
健診年月日	○年 ○月○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名印	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名印	産業医 ○○ ○○ 印

医師の意見欄に記入を求める

「産業医・産業保健機能」の強化

平成31年4月1日施行

1. 産業医の活動環境の整備

「独立性・中立性」「権限・情報提供」

「衛生委員会との関係」の強化

2. 長時間労働者の面接指導

労働時間の状況の把握

面談対象者の拡大

労働時間に関する情報の通知

研究開発業務者への面接

3. 法令等の周知

産業医の業務内容の周知

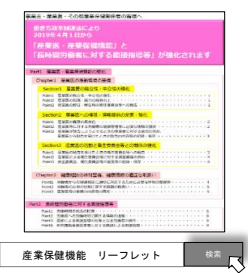
(掲示や備え付け等の方法)

4. 心身の状態に関する情報の取扱い

情報の収集・保管・使用

(必要な範囲、適切な管理)

<関連パンフレット>



高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高齢労働者の健康づくりを推進

・事業場の高齢労働者の安全と健康の確保のための職場改善の取り組み状況をチェック

「エイジアクション100」のチェックリスト活用

・高齢労働者の健康や体力の状況の把握

とそれに応じた対応

「転倒等リスク評価セルフチェック票」活用



詳しくはこちら

高齢労働者 ガイドライン

検索